

別表4 帯広市スポーツ振興事業補助スポーツ教室等開催補助の算定基準

区分	補助の対象	対象団体	補助対象経費	補助額
スポーツ教室等開催補助	帯広市に事務局を有する単一スポーツ団体、実行委員会及び帯広市に事務局を有する財団法人	帯広市スポーツ協会加盟競技団体 スポーツ教室実行委員会 帯広市文化スポーツ振興財団	スポーツ教室等開催に要する経費で、次に掲げる経費を対象経費とする。使用料及び賃借料、講師謝礼、講師旅費、開催案内経費、運営費、開催に伴う消耗品等とする。 ただし、受講料等の特定財源がある場合は差し引くものとする。	補助対象経費の100% ただし予算の定める範囲内とする。